



2007年7月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ク レ ハ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 崎 隆 夫  
コ ー ド 番 号 4 0 2 3 ( 東 証 ・ 大 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 広 報 部 長 古 谷 良 樹  
( T E L 0 3 - 3 2 4 9 - 4 6 5 1 )

### トリクロロベンゼンからのPCB検出について

昨日 2007年7月5日夕刻、当社が愛知県環境部より受領しました「トリクロロベンゼンからのPCB検出について（通知）」に関し、関係の皆様にも多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社の現時点での見解および当面の対策について、下記の通り申し上げます。

#### 記

当社は、昨日 2007年7月5日、愛知県環境部より、当社が製造・販売しているトリクロロベンゼンの中に第一種特定化学物質に指定されているPCB（ポリ塩化ビフェニール）が検出されたことについて、今後の対応を求められました。

当社といたしましては、当社製品からPCBが検出されたことを深刻に受け止め、現在までの調査の状況、これからの対応策についてご説明申し上げます。

当社のトリクロロベンゼンの製品規格および通常添付する製品安全データシート（いわゆる、MSDS）には、PCBに関する記載はなく、当社製品製造工程および製品検査において、PCBを管理する基準はございませんでした。化学製品を取り扱う当社が、PCBが製品中に存在していたことを当初認識していなかったことについては、たいへん遺憾に感じております。

一方、PCBは、第一種特定化学物質であり、当社といたしましては基本的に厳重な管理をすべきものであると捉えております。トリクロロベンゼンにPCBが存在するという認識がありませんでしたが、本年2月頃トリクロロベンゼンの製造工程は化学反応的にPCBが生成されるとの危惧をいただき、製品を測定いたしました。

その結果が出た3月において、微量のPCBが存在することを認識いたしました。そのときの値は0.31ppm（0.31mg/kg）でした。

そこで、これは官庁等で使われている用語の“非意図的生成物”と認識し、この事実がわかった時点で、4月初めに監督官庁である環境省、経済産業省、厚生労働省の3省に報告し、ヒアリングを受けました。その後、得られた追加データとしてさらに2点を測定し、各々0.046ppm、0.20ppmであることを報告し、一定レベル以下に管理されていることをお伝えしました。

4月以降、監督官庁に報告した内容に沿って管理を徹底し、製造・販売を続けておりましたが、今回、愛知県環境部より通知を受けた数値に関する製品群につきましては、現在の管理内容とは異なる含有量を示していました。よって、当該ロット生産時には何らかの問題があったのではないかと認識しております。

対策として、現在の管理状況に即した含有状況であったかどうか不明な製品は、本日即刻ユーザーからの全量回収にかかる手続きをとりました。現時点における製品在庫についても、当社としての管理が万全なものとして認められるようになるまで、当面トリクロロベンゼンの販売を中止することとしました。

なお、指摘のあったような含有量のPCBがなぜ存在していたかについては調査中ではありますが、現時点で判明していることは、当時、運転条件の変動により高沸点物が規格内ではあるものの多めに含まれた可能性があるということです。残念ながら、当時はPCBの存在の認識がなかったことから、PCBの測定は行っておりません。また、当時の運転変動の原因はノズルの詰まりであり、その後、設備を改修し、現在はこのような高沸点物の含有量は一定レベル以下に維持されております。したがって、PCBの発生と高沸点物の含有量は符合する可能性がある、と考えております。

また、当社の製品サンプルの管理基準により、1年以上経過したものは保管しております。したがって、現在、ご指摘のありましたロットは日本車輛製造株式会社殿に残っているものおよび他ユーザーに出荷されたものでありますが、現在、他ユーザーでの在庫状況についても確認を進めております。

現時点で判明していること及び当面の対応策は以上ですが、さらに詳細に調査を進めております。

いずれにいたしましても、本件は重大なことと捉え、社長が陣頭指揮を執り、解決にあたる所存です。

なお、本件に起因する2008年3月期の連結業績予想への影響については、軽微と考えております。

以上